令和6年度南富良野町奨学資金貸付に係る奨学生選考基準

○学力基準

1. 進学先別学力基準

①大学

高等学校時の評定が平均3.5以上であること。又は、大学在学時の評定が優又は良が平均以上あり、優秀であると認められたものであること。

②短期大学

高等学校時の評定が平均3.5以上であること。又は大学在学時の成績に不可がなく総合的に成績が優秀であると認められる者であること。

③専修学校(専門課程)

高等学校時の評定が平均3.5以上であること。または専修学校在学時の成績に不可がなく総合的に優秀と認められる者であること。

④高専・高等学校

在学期間の評定が平均3.5以上であること。

○収入基準

1. 進学先別収入基準

①大学

	給与所得者	給与所得以外
国公立	800万円以下	392万円以下
私 立	853万円以下	445万円以下

②短期大学

	給与所得者	給与所得以外
国公立	785万円以下	377万円以下
私 立	832万円以下	424万円以下

③専修学校(専門課程)

	給与所得者	給与所得以外
国公立	756万円以下	355万円以下
私 立	829万円以下	421万円以下

④高専・高等学校

	給与所得者	給与所得以外
国公立	707万円以下	321万円以下
私立	777万円以下	370万円以下

2. 所得金額の算定方法

同一世帯(生計を一にする世帯)の収入者全員の1年間の収入金額を 上記1の給与所得者又は給与所得以外とする。

①給 与 所 得 者・・・源泉徴収票に記載する支払金額(税込)

②給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額(税込)